

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表Ⅱ区分001(4)を次のように改める。

(4) 大動脈用ステントグラフト用 28,600円

別表Ⅱ区分057(1)①中「特殊型」を「特殊型(Ⅰ)」に改め、同区分(1)①に次のように加える。

ウ 特殊型(Ⅱ) 189,000円

別表Ⅱ区分086中「脊髄刺激装置用リード」を「脳・脊髄刺激装置用リード」に改める。

別表Ⅱ区分087に次のように加える。

(7) 振戦軽減用（16極以上用）充電式 2,070,000円

別表Ⅱ区分113(1)①に次のように加える。

エ 4極 138,000円

別表Ⅱ区分130(4)中「高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル」を「特殊カテーテル」と

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

改める。

別表Ⅱ区分133(2)を次のように改める。

(2) 末梢<sup>しよう</sup>血管用スセントセット

① 一般型

210,000円

② 再狭窄<sup>さいく</sup>抑制型

224,000円

別表Ⅱ区分144を次のように改める。

144 両電<sup>りやうでん</sup>ペーシング機能付き植込<sup>ちくこ</sup>型除細動器

(1) 単極又は双極用

4,090,000円

(2) 4極用

4,290,000円

別表Ⅱに次のように加える。

173 中心静脈血酸素飽和度測定用プローブ

23,500円